

学校いじめ防止基本方針

銚子市立銚子西中学校

1 基本理念等について

(1) 基本理念

- ・この基本方針は、教職員や生徒から広く意見等を聴取し、それを基に策定する。
- ・いじめは、すべての生徒に関係する問題である。
- ・すべての生徒はいじめを行ってはならない。また、いじめを認識しながら放置することのないようにする。
- ・いじめ防止対策は、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行う。
- ・学校は、いじめ防止対策推進法を遵守し、いじめ問題への対応にあたり隠蔽や虚偽の説明を行わない。
- ・いじめ防止対策は、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者で連携して行う。

(2) いじめの定義

- ・「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ・個々の行為が、「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

(3) いじめの態様

- ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
 - ・遊ぶふりをして軽くぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
 - ・いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・金品をたかられる。
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。（うざい、死ね、きもち等）
 - ・インターネット上やスマートフォン等で、誹謗中傷やいやなことを書かれる。
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる。等
- ※けんかやふざけ合いもいじめの対象となる場合がある。

2 学校いじめ防止対策組織について

いじめを防止するために

いじめを解決するために

いじめ防止対策委員会（防止策を中心に）	拡大学校いじめ防止対策委員会（解決）
校長、教頭、生徒指導主事 各学年生徒指導担当教諭 養護教諭 特別支援教育コーディネーター スクールカウンセラー等	校長、教頭、生徒指導主事、 各学年生徒指導担当教諭 養護教諭 特別支援教育コーディネーター スクールカウンセラー等 当該学年主任 当該学級担任 当該部活動顧問等

3 いじめ未然防止の取組（年間計画）について

道徳の授業での取組
各学年の指導計画により実施する。 主な主題名 「他に学ぶ広い心」「かけがえのない生命の尊重」「正義・公平・公正」 「遵法の精神」「生きることの喜び」「人間愛・思いやり」「集団生活の向上」 「真の友情」「公德心」「差別や偏見のない社会の実現」等が揚げられる。
生徒会での取組
いじめ撲滅キャンペーンを実施する。（年2回）
学校行事での取組
『人権教室』及び『情報モラル講習会』を開催し、人権への意識を高めると同時に、インターネットやスマートフォン、携帯電話等でのトラブルの実態を理解させ、防止のための各自の取組について考えさせる。
その他の取組
・いじめに関するアンケートを実施する。（毎月20日の朝読の時間） ・定期的な教育相談によりいじめの早期発見に努める。（6月、10月） ・日常の観察を行い、気になる生徒へは随時教育相談を行う。 ・生活記録ノート等により生徒理解に努めるとともにいじめの早期発見に努める。 ・三者面談や家庭訪問等により家庭との連携に努める。（12月、随時） ・各学期毎に取組を評価し、学校いじめ防止対策委員会で改善を図る。 ・いじめに関する職員研修を行う。

4 いじめの未然防止について

- (1) すべての教育活動を通じて道徳教育及び体験活動を充実させ、常に人権尊重の意識化を図る。
- (2) いのちを大切に作るキャンペーン等の取組により生徒の自発的な活動を支援する。
- (3) 教職員の不適切な発言（差別発言や生徒を傷つける発言等）はいじめを助長させることを理解する。
- (4) 教職員は、生徒指導の機能を重視した「わかる授業」が自己有用感を高め、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを理解する。
- (5) 教職員は、過度の競争意識、勝利至上主義等が生徒のストレスを高める等いじめを誘発することを理解する。
- (6) 学校だより等で、ネットでのいじめに対する注意喚起をする。

5 いじめの早期発見について

- (1) いじめはどの学校でもどの生徒にも起こり得るとの認識のもと早期発見・早期解決に努める。
- (2) 毎月、定期的なアンケート調査を実施する。調査用紙の内容には、インターネットを通じたいじめの項目も含める。（別紙）
また、この調査は、無記名でも可とする。アンケート調査用紙は、5年保存する。
- (3) 生活記録ノート等によりいじめの早期発見に努める。
- (4) 休み時間や放課後の時間等を利用した日常の生徒観察によりいじめの早期発見に努める。
- (5) 6月、10月に教育相談を実施し、いじめの早期発見に努める。
- (6) 「情報モラル講習会」を実施し、インターネットやスマートフォン等の情報機器によるいじめに対する意識を高める。
- (7) 「学校だより」でいじめにあったときの子どもの変化の特徴を示し、いじめがあったときに安心して相談できるいじめ相談窓口を複数提示する。

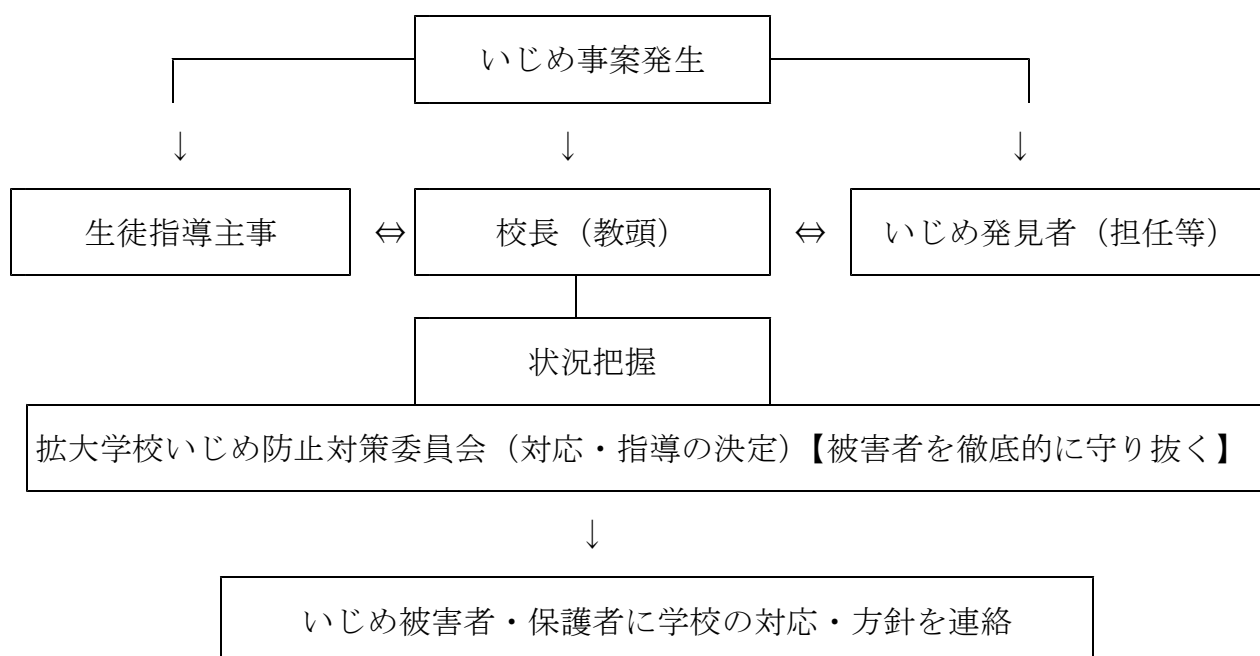
6 いじめの相談・通報について

- (1) いじめの相談・通報手段を複数用意し、生徒・保護者に周知する。
- (2) 関係機関の相談窓口を生徒・保護者に周知する。
 - ・ 銚子市教育委員会教育部学校教育課 0479-24-8197
gaku-soudan@city.choshi.lg.jp
 - ・ 千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446
 - ・ 子どもの人権110番 0120-007-110
 - ・ 24時間子供SOSダイヤル 0120-0-78310
- (3) 相談・通報は適切な行為であることを生徒に理解させる。

7 いじめを認知した場合の対応について

- (1) いじめを認知した教職員は、生徒指導主事・管理職に直ちに報告する。
- (2) いじめを認知した場合、学校は直ちに、いじめを受けた生徒や通報した生徒の安全を確保する。
- (3) いじめを認知した場合、「拡大学校いじめ防止対策委員会」を管理職（教頭）が開き、いじめ被害者及び加害者の対応や指導を決定する。（いじめ被害者に対する聞き取りを誰がいつ行うか。また、その時被害者の心情を配慮するとともに徹底して守り抜くことを本人・保護者に伝える。）
- (4) いじめを認知した場合に関わる一切の資料（アンケート、生活記録ノート等、聞き取り等）は、保存する。
- (5) ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。

＊いじめ事案が発生した場合の報告・連絡体制について



8 指導について

- (1) 「拡大学校いじめ防止対策委員会」は、いじめの被害者、加害者、通報者等からの聞き取り等すべての資料を基に対応を検討、決定する。
 - ア 被害者に対して誰がいつどのような指導をするか。
 - イ 被害者の保護者への説明を誰がいつどのようにするか。
 - ウ 加害者に対して誰がいつどのような指導をするか。
 - エ 加害者の保護者への説明を誰がいつどのようにするか。
 - オ 被害者、加害者、双方の保護者を交えた話し合いをいつどのようにするか。
 - カ スクールカウンセラーによるカウンセリングは必要か。
- (2) 「観衆」や「傍観者」に対する指導を加える。
- (3) いじめの加害者の保護者に対してのアドバイスをする。
- (4) 継続して被害者と加害者の観察や聞き取りも行う。

9 重大事態への対応について

- (1) 重大事態が生じた場合、学校はアンケート、聞き取り等により速やかに調査するとともに市教育委員会を通じて市長へ報告する。重大事態とは、次に掲げる場合をいう。
 - ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ※生徒の生命、心身又は財産に重大な被害とは、次のことが考えられる。
 - ・生徒が自殺を図った場合
 - ・心身に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(※相当の期間は年間30日を想定するとされているが、その日数に関わらず対応していく)
- (2) いじめ被害者からの聞き取りが可能な場合、十分な聞き取りをするとともに他の生徒、教職員に対してアンケートや聞き取りを行う。
- (3) 調査により、いじめの事実が確認された場合、いじめ被害者、加害者及び双方の保護者に対する説明を行う。また、いじめ加害者に対する指導を速やかに行い、いじめの行為をやめさせる。
- (4) 当該生徒の死亡や入院等により、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合、当該生徒の保護者の要望・意見を聞き、調査する。調査方法は、他の生徒や教職員に対するアンケート、聞き取り調査が考えられる。
- (5) 校長は、必要に応じて警察等関係機関に通報し、協力を得る。

10 公表、点検、評価について

- (1) 学校いじめ防止基本方針は、ホームページで公表する。
- (2) 学校評価の中に、いじめ問題への取組項目を設け、生徒、保護者、教職員で評価する。
- (3) 学校いじめ防止基本方針は、毎年見直し、改善する。

令和7年4月1日一部改訂